毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和３年７月12日
月　曜　日

第4810号

目　　次

告　　示
○指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更　1

告　　示

富山県告示第333号

指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更について

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第77条の35の８第２項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第４項の規定により公示する。

令和３年７月12日

富山県知事　新　田　八　朗

指定構造計算適合性判定機関の名称	変更後の業務を行う事務所の所在地	変更前の業務を行う事務所の所在地	変更した年月日
株式会社東京建築検査機構	東京都中央区日本橋富沢町10番16号	東京都中央区日本橋富沢町10番16号及び愛知県名古屋市中区錦三丁目７番９	令和３年６月１日

（建築住宅課）

令和３年７月12日印刷発行
発　行　富　山　県
富山県富山市新総曲輪１番７号
電話富山 076―444―3153番